

公益財団法人新国立劇場運営財団の
損害保険に係る仕様書

令和元年 6 月

公益財団法人 新国立劇場運営財団

一 般 事 項

1. 総 則

本仕様書は、公益財団法人新国立劇場運営財団が付保する損害保険契約についての内容を定める。

2. 保険契約者および被保険者

(1) 保 険 契 約 者 ……公益財団法人新国立劇場運営財団

(2) 被 保 険 者 ……公益財団法人新国立劇場運営財団

但し、各保険において被保険者の定めがある場合はその定めに従うこと。

3. 保険期間

令和元年8月1日より令和2年8月1日までの1年間。^(※1)

※1:「傷害保険」の2に記載の「研修生」を除く。

「研修生」については、令和2年4月1日から令和3年4月1日までの1年間。

但し、各保険において保険期間の定めがある場合はその定めに従うこと。

4. 保険料の支払方法

一時払い。

但し、各保険において保険料の定めがある場合はその定めに従うこと。

5. 保険付保種類

(1) 火災保険

(2) 普通傷害保険

6. 適用約款

・補償内容については「仕様書記載の内容と同等または同等以上」の約款を使用することとする。

・その他、特に定めがない場合には各保険の約款、特約条項の規定に準じることとする。

火 災 保 険

1. 保険契約者および被保険者

(1) 保 険 契 約 者……公益財団法人新国立劇場運営財団

(2) 被 保 険 者……公益財団法人新国立劇場運営財団

2. 保険期間

令和元年8月1日16時より令和2年8月1日16時までの1年間

3. 保険付保物件

新国立劇場

(1) 建 物

(2) 機械設備・装置一式

空調設備、電気設備、給排水、衛生、消火設備、その他設備(自動扉・シャッターなど)、舞台装置設備等も含む。

4. 保険金額 【当初建築時の価格】

(1) 建 物 …………… 25,166,270 千円(保険価額:62,915,682 千円)

(2) 機械設備・装置一式 … 7,552,580 千円(保険価額:18,881,445 千円)

※付保割合条件付実損払特約・・・40%

(最大損傷割合を考慮(耐火構造のため))

5. 使用約款

店舗総合保険普通保険約款と同内容又は同等以上

6. 補償内容

(1) 基本条件

①火災

②落雷

③破裂又は爆発

④台風・せん風・暴風等の風災、ひょう災(20 万円以上の損害のとき)

⑤物体の落下・飛来・衝突

⑥水ぬれ

⑦騒じょう・集団行為、労働争議等に伴う暴力行為や破壊行為

⑧水災

⑨ガラス単独損害

⑩いたずら等の損害

⑪電氣的・機械的な事故

(2) 上記事故による費用補償

残存物取り片付費用

7. 付帯する特約条項

①付保割合条件付実損払特約条項

②消火設備・屋内消火栓・自動火災報知設備等割引条項

③価額協定保険特約条項

④ガラス損害補償特約条項

⑤ビル総合特約条項

⑥設備・什器等総合補償特約条項

⑦水災危険補償特約

⑧電氣的・機械的事故等総合補償特約条項

8. 免責事項について

店舗総合保険普通保険約款と同じ内容

9. その他の事項

- ・ 共同保険に関する特約条項を付帯すること。
- ・ 代理店扱いとする。
- ・ 本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、公益財団法人新国立劇場運営財団に従うものとする。

傷 害 保 険

1. 共通事項

(1) 保険種類

普通傷害保険

(2) 保険契約者および被保険者

①保 険 契 約 者……公益財団法人新国立劇場運営財団

②被 保 険 者……公益財団法人新国立劇場運営財団の事業に参加する
シーズン契約者、出演者、スタッフ等関係者及び研修生

(3) 保険期間

令和元年8月1日16時より令和2年8月1日16時までの1年間及び「傷害保険契約通知書」に記載されている保険期間。

但し、研修生は令和2年4月1日16時より令和3年4月1日16時までの1年間及び「傷害保険契約通知書」に記載されている保険期間。

(4) 申し込み方式

①全員加入

②準記名式一部付保(A パターン・B パターン) (※2)

※2:A パターンと B パターンは保険料額および保険金額の違いによる。

(5) 被保険者の通知

保険契約者が、付保する被保険者を「傷害保険契約通知書」(全員加入・準記名式一部付保共通)で幹事代理店に通知する。

(6) 使用する約款及び付帯される特約

普通傷害保険普通約款

就業中のみ危険担保特約(通勤途上含む)

(7) 保険の内容

保険金は、就業中(通勤途上含む)において、「急激かつ偶然な外来」の事故によって身体に被った傷害に対して支払う。

①死 亡 保 険 金……傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその
日を含めて 180 日以内に死亡した場合

- ②後遺障害保険金……傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合
- ③入院保険金……傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活ができなくなり、かつ、事故の日からその日を含めて 180 日以内に入院した場合
- ④手術保険金……上記入院保険金が支払われた場合、事故の日からその日を含めて 180 日以内に手術を受けた場合
- ⑤通院保険金……傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障が生じ、かつ事故の日からその日を含めて 180 日以内に通院した場合

(8) 保険金額

保険金額については、2. 合唱団(契約・登録)メンバー・バレエ団契約ダンサー・研修生、3. 公演ごとの出演者・スタッフの各項を参照のこと。

(9) 免責事項

普通傷害保険普通約款、各特別約款と同内容

(10) その他の事項

- ・ 共同保険に関する特約条項を付帯すること。
- ・ 代理店扱いとする。
- ・ 本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、公益財団法人新国立劇場運営財団に従うものとする。

2. 合唱団(契約・登録)メンバー・バレエ団契約ダンサー・研修生

(1) 保険期間

① 合唱団・バレエ団メンバー

令和元年8月1日16時より令和2年8月1日16時までの1年間

② 研修生

令和2年4月1日16時より令和3年4月1日16時までの1年間

(2) 申し込み方式

傷害保険契約通知書(全員加入)

(3) 保険料の支払方法

一年分の一括精算

(4) 保險金額

- ①死亡保険金：850万円
- ②後遺障害保険金：34万円～850万円
- ③入院保険金：5,000円
- ④通院保険金：3,000円
- ⑤手術保険金：入院中 入院保険金日額の10倍
入院中以外 入院保険金日額の5倍

(5) 免責事項

普通傷害保険普通約款、各特別約款と同内容

3. 公演ごとの出演者・スタッフ

(1)被保険者

- ・前項に記載の新国立劇場合唱団メンバー・バレエ団契約ダンサー・及び研修生を含む。
- ・新国立劇場の事業ごとに出演者・スタッフで準記名式一部付保の 5 名を基本とするが、関係者の人数によっては増加、減少することがある。

(2) 保險期間

「傷害保険契約通知書」に記載されている保険期間
(公演ごとに稽古開始前から撤収終了翌日まで)

(3) 申し込み方式

傷害保険契約通知書(準記名式一部付保 A パターン・B パターン)※3

※3:A パターンと B パターンは保険料額および保険金額の違いによる。

(4) 保険料の支払方法

一括精算

(5) 保險金額

A パターン

- ①死 亡 保 険 金： 850 万円
- ②後遺障害保険金： 34 万円～850 万円
- ③入 院 保 険 金： 5,000 円
- ④通 院 保 険 金： 3,000 円
- ⑤手 術 保 険 金： 入院中 入院保険金日額の 10 倍
入院中以外 入院保険金日額の 5 倍

B パターン

- ①死亡保険金：4,250 万円
- ②後遺障害保険金：170 万円～4,250 万円
- ③入院保険金：9,000 円
- ④通院保険金：5,000 円
- ⑤手術保険金：入院中 入院保険金日額の 10 倍
入院中以外 入院保険金日額の 5 倍

(6)免責事項

普通傷害保険普通約款、各特別約款と同内容